

キッズケアホームにこぴあ

虐待防止のための指針

(障害者虐待防止法・児童虐待防止法・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第 45 条に基づく)

事業所名	キッズケアホームにこぴあ（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）
所在地	〒894-0062 鹿児島県奄美市名瀬有屋町 29-31
電話	0997-69-3695
運営法人	ホームナースほほえみ合同会社
管理者	福田 亜希子（児童発達支援管理責任者兼務）
法人統括	宮田 智子

版	年月日	内容
初版	令和 5 年 3 月	作成
第 2 版	令和 8 年 9 月 1 日	改定（にこぴあ版として全面改定。虐待防止委員会・研修・担当者・通報の体制を整理）

※具体的な手順は「虐待防止・対応マニュアル」による。

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心と体の成長、人格の形成に重大な影響を与える行為である。当事業所は、子どもの人権と尊厳を守ることを支援の基本とし、職員による虐待を決して行わず、また家庭等での虐待の早期発見と子どもの保護に努める。

- ・ 子どもの最善の利益を第一に考え、一人ひとりの気持ちに寄り添った支援を行う。
- ・ 虐待は「暴力」だけではない。不適切な言葉づかい・無視・放置なども虐待につながることを全職員が理解する。
- ・ 虐待を「しない」「させない」「見逃さない」組織をつくる。
- ・ 虐待（疑いを含む）に気づいた時は、ためらわずに報告・通報する。

2. 虐待の定義

種類	内容	例
身体的虐待	体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。正当な理由なく体を拘束すること	たたく、つねる、強く引っ張る、無理やり食べさせる、正当な理由のない身体拘束
性的虐待	わいせつな行為をすること、又はさせること	体に不必要に触る、着替え・排泄の場面を不必要に見せる・撮影する
心理的虐待	著しい暴言、拒絶的な対応、心に傷を与える言動	怒鳴る、ばかにする、脅す、無視する、他の子と比べてけなす
放棄・放置（ネグレクト）	食事・排泄・入浴などの世話や必要な支援を著しく怠ること	必要な介助をしない、長時間放置する、体調不良に気づいても対応しない
経済的虐待	本人の財産を不当に処分すること等（障害者虐待防止法）	子どもの持ち物・お金を勝手に使う

※保護者等による虐待（児童虐待）は、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待（子どもの前での配偶者への暴力を含む）の4つに分類される（児童虐待防止法第2条）。

3. 虐待防止のための体制

(1) 虐待防止委員会

- ・ 法人の「虐待防止・身体拘束適正化委員会」を設置し、にこぴあの管理者・職員が参加する（委員会綱領による）。
- ・ 委員は、毎年度、管理者の推薦に基づき法人代表者が選任する。任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。
- ・ 委員会は年1回以上（原則として年3回）開催し、次のことを行う。①虐待防止のための計画づくり（研修・点検）②虐待防止のチェックとモニタリング③虐待（疑い）の事案の検証と再発防止策の検討④指針・マニュアルの見直し
- ・ 委員会の結果は議事録にまとめ、全職員に周知する。

(2) 虐待防止の担当者

役割	氏名	内容
虐待防止責任者	管理者 福田 亜希子	虐待防止の取組の総括、通報の判断、関係機関との連携
虐待防止担当者（にこぴあの委員）	()	委員会への参加、職員のセルフチェックの実施・集計、職員への周知

※虐待防止担当者は、にこぴあの委員の中から毎年度選任する（任期 1 年、再任可）。虐待防止責任者は管理者が務める。

4. 職員研修に関する基本方針

- ・ 虐待防止のための研修を年 1 回以上、定期的に行う。新規採用時には必ず行う。
- ・ 研修では、虐待の定義、子どもの権利、不適切な支援の具体例、通報の義務と通報者の保護、ストレスマネジメントなどを学ぶ。
- ・ 年 1 回以上、全職員が「職員セルフチェックリスト」を行い、結果を委員会で確認する。
- ・ 研修の実施日・参加者・内容を記録する。

5. 虐待の防止・早期発見のための取組

- ・ 日常の支援を複数の職員で行い、密室をつくらない。子どもの様子や支援の方法を職員間で共有する。
- ・ 職員が悩みや困りごとを相談しやすい職場をつくり、職員の心身の健康とストレスに配慮する。
- ・ 保護者からの意見・苦情を受け付け、外部の目が入る開かれた運営に努める（苦情対応マニュアルによる）。
- ・ 家庭での虐待の早期発見のため、来所時・活動中・降所時の子どもと保護者の様子に注意し、気になることは記録する（虐待予防チェックシート）。

6. 虐待（疑い）が発生した場合の対応に関する基本方針

(1) 職員による虐待（疑い）

- ・ 子どもの安全確保を最優先する。
- ・ 虐待を受けたと思われる子どもを発見した職員は、速やかに奄美市（障害者虐待防止センター）に通報しなければならない（障害者虐待防止法第 16 条）。管理者への報告とあわせて行うが、管理者の判断を待たずに通報してもよい。
- ・ 事業所は、奄美市・鹿児島県の事実確認・調査に全面的に協力する。
- ・ 事実が確認された場合は、原因を分析し、再発防止策を講じ、全職員に周知する。

(2) 家庭等での虐待（疑い）

- ・ 児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに大島児童相談所又は奄美市に通告しなければならない（児童虐待防止法第 6 条）。
- ・ 通告は守秘義務に優先する。通告者が特定される情報は守られる。
- ・ 通告後も、関係機関と連携して子どもの見守りと家族への支援を続ける。

(3) 通報者の保護

- ・ 虐待の通報をしたことを理由に、職員を解雇その他不利益な扱いをしてはならない（障害者虐待防止法第 16 条第 4 項）。

7. 相談・通報の窓口

窓口	電話	内容
奄美市（障害者虐待防止センター／福祉政策課）	0997-52-1111（代表）	職員による虐待（疑い）の通報
大島児童相談所	0997-53-6070（平日 9:00～17:00）	家庭での児童虐待の通告・相談
児童相談所虐待対応ダイヤル	189（いちはやく・24 時間）	夜間・休日の児童虐待の通告
名瀬保健所	0997-52-5411	母子保健・子育ての相談
事業所の苦情窓口	0997-69-3695（管理者 福田）	保護者等からの相談

8. 指針の閲覧に関する基本方針

- ・ 本指針は事業所に備え付け、子ども・保護者・関係者がいつでも閲覧できるようにする。法人ホームページにも掲載する。

9. その他

- ・ 成年後見制度の利用支援等、子どもの権利擁護に必要な制度について、必要に応じて保護者に情報提供する。
- ・ 本指針は年 1 回以上、委員会で見直す。

附則 この指針は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

以上